

令和元年第4回伊勢崎市議会定例会提出予定議案（概要）

| 種 別  |       | 件 名  | 件 数 |
|------|-------|--|-----|
| 条例関係 | 新規制定  | 伊勢崎市森林環境譲与税基金条例案<br>ほか7件                           | 8   |
|      | 一部改正  | 伊勢崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等<br>の一部を改正する条例案<br>ほか11件 | 12  |
|      | 計     |  | 20  |
| 財政関係 | 決算認定  | 平成30年度伊勢崎市一般会計歳入歳出決算認定について<br>ほか12件                | 13  |
|      | 補正予算  | 令和元年度伊勢崎市一般会計補正予算（第3号）<br>ほか4件                     | 5   |
|      | 計     |  | 18  |
| その他  | 事務委託  | 伊勢崎市と佐波郡玉村町との間における消防事務の委託に<br>関する協議について            | 1   |
|      | 町の区域  | 字の区域の廃止について  | 1   |
|      | 財産の取得 | 消防ポンプ自動車の取得について<br>ほか1件                            | 2   |
|      | 指定管理者 | 公の施設の指定管理者の指定について                                  | 14  |
|      | 計     |  | 18  |
| 合 計  |       |  | 56  |

※ 報 告

- 第15号 伊勢崎市文化会館長寿命化改修工事請負変更契約締結の専決処分の報告について
- 第16号 伊勢崎市文化会館長寿命化改修衛生設備工事請負変更契約締結の専決処分の報告について
- 第17号 平成30年度伊勢崎市土地開発基金運用状況について
- 第18号 平成30年度伊勢崎市美術品等取得基金運用状況について

- 第19号 平成30年度伊勢崎市健全化判断比率の報告について
- 第20号 平成30年度伊勢崎市資金不足比率の報告について

令和元年第4回伊勢崎市議会定例会提出予定議案（内容説明）

| 種別   | 番号 | 件名                                    | 内容  | 主管課名 |
|------|----|---------------------------------------|---|------|
| 決算認定 | 71 | 平成30年度伊勢崎市一般会計歳入歳出決算認定について            | 歳入決算額 74,597,611,554 円<br>歳出決算額 72,245,541,513 円<br>歳入歳出差引残額<br>2,352,070,041 円 | 財政課  |
|      | 72 | 平成30年度伊勢崎市小型自動車競走事業費特別会計歳入歳出決算認定について  | 歳入決算額 16,880,665,050 円<br>歳出決算額 16,492,334,114 円<br>歳入歳出差引残額<br>388,330,936 円   | 財政課  |
|      | 73 | 平成30年度伊勢崎市学校給食センター事業費特別会計歳入歳出決算認定について | 歳入決算額 4,867,482,192 円<br>歳出決算額 4,812,599,620 円<br>歳入歳出差引残額<br>54,882,572 円      | 財政課  |
|      | 74 | 平成30年度伊勢崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について      | 歳入決算額 20,416,659,957 円<br>歳出決算額 20,184,495,683 円<br>歳入歳出差引残額<br>232,164,274 円   | 財政課  |
|      | 75 | 平成30年度伊勢崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について     | 歳入決算額 2,235,940,354 円<br>歳出決算額 2,223,769,852 円<br>歳入歳出差引残額<br>12,170,502 円      | 財政課  |
|      | 76 | 平成30年度伊勢崎市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について        | 歳入決算額 16,535,303,794 円<br>歳出決算額 16,008,926,535 円<br>歳入歳出差引残額<br>526,377,259 円   | 財政課  |
|      | 77 | 平成30年度伊勢崎市下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について      | 歳入決算額 3,488,244,724 円<br>歳出決算額 3,397,600,390 円<br>歳入歳出差引残額<br>90,644,334 円      | 財政課  |
|      | 78 | 平成30年度伊勢崎市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算認定について   | 歳入決算額 616,335,486 円<br>歳出決算額 596,925,135 円<br>歳入歳出差引残額<br>19,410,351 円          | 財政課  |
|      | 79 | 平成30年度伊勢崎市特                           | 歳入決算額 20,553,429 円  | 財政課  |

|    |                                      |   |     |
|----|--------------------------------------|---|-----|
|    | 定地域生活排水処理事業<br>費特別会計歳入歳出決算<br>認定について | 歳出決算額 19,368,758 円<br>歳入歳出差引残額<br>1,184,671 円   |     |
| 80 | 平成30年度伊勢崎市水道事業の決算認定について              | <p>※収益的収入及び支出</p> <p>収入 4,049,356,467 円<br/>支出 3,629,064,488 円<br/>差引 420,291,979 円</p> <p>※資本的収入及び支出</p> <p>収入 846,349,290 円<br/>支出 2,254,911,104 円<br/>差引 △1,408,561,814 円</p> <p>資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,408,561,814 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 93,667,873 円、当年度分損益勘定留保資金 898,698,998 円、減債積立金 416,194,943 円で補填した。</p> | 財政課 |
| 81 | 平成30年度伊勢崎市病院事業の決算認定について              | <p>※収益的収入及び支出</p> <p>収入 14,984,143,066 円<br/>支出 15,158,519,002 円<br/>差引 △174,375,936 円</p> <p>※資本的収入及び支出</p> <p>収入 644,025,000 円<br/>支出 1,673,383,239 円<br/>差引 △1,029,358,239 円</p> <p>資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,029,358,239 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,488,944 円、過年度分損益勘定留保資金 1,026,869,295 円で補填した。</p>                 | 財政課 |
| 82 | 平成30年度伊勢崎市介護老人保健施設事業の決算認定について        | <p>※収益的収入及び支出</p> <p>収入 240,596,448 円<br/>支出 247,946,565 円<br/>差引 △7,350,117 円</p> <p>※資本的収入及び支出</p> <p>収入 0 円<br/>支出 899,100 円</p>   | 財政課 |

|      |     |                                       |   |       |
|------|-----|---------------------------------------|---|-------|
|      |     |                                       | 差引 $\Delta 899,100$ 円<br>資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填した。  |       |
|      | 8 3 | 平成30年度伊勢崎市訪問看護事業の決算認定について             | ※収益的収入及び支出<br>収入 $52,156,212$ 円<br>支出 $52,998,748$ 円<br>差引 $\Delta 842,536$ 円   | 財政課   |
| 条例関係 | 8 4 | 伊勢崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、及び準じ改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの<br><b>【概要】</b><br>(1) 地方公務員法の一部改正により職員の欠格条項から成年被後見人等が削除されることにより、対応する条文を削り、及び号ずれを改めるもの<br>(2) その他条文の整備を図るもの | 職員課   |
|      | 8 5 | 伊勢崎市森林環境譲与税基金条例案                      | 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項各号に掲げる施策の財源に充てる基金を設置することに伴い、制定の必要を認めたもの<br><b>【概要】</b><br>(1) 基金の設置を定めるもの<br>(2) 基金の積立額を定めるもの<br>(3) 基金の管理を定めるもの<br>(4) 基金の処分、委任等を定めるもの                                | 農政課   |
|      | 8 6 | 伊勢崎市公民館条例の一部を改正する条例案                  | 旧境島小学校体育館を境島村公民館の分館と位置付けることに伴い改正の必要を認   | 生涯学習課 |

|    |                                |  |  |  |
|----|--------------------------------|--|--|--|
|    |                                |  | め、併せて条文の整備を図るもの<br>【概要】<br>(1) 境島村公民館分館の名称及び位置を定めるもの<br>(2) 境島村公民館分館ホールの使用料の額を定めるもの<br>(3) その他条文の整備を図るもの |  |
| 87 | 伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例案            | 印鑑の登録に旧氏を用いること及び住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令による住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの<br>【概要】<br>(1) 印鑑の登録に旧氏を用いるもの<br>(2) 引用する条ずれを改めるもの<br>(3) その他条文の整備を図るもの                             | 市民課  |  |
| 88 | 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案 | 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する政令の一部を改正する政令による災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの<br>【概要】<br>引用する法令の条ずれを改めるもの | 社会福祉課  |  |
| 89 | 伊勢崎市保育所条例の一部を改正する条例案           | 子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令による子ども・子育て支援   | こども保育課   |  |

|    |  |  |   |  |
|----|--|--|---|--|
|    |  |  | <p>法施行規則の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b><br/>引用する条ずれを改めるもの</p> |  |
| 90 | 伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 | <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 定義の引用元を子ども・子育て支援法から国の定める基準に改めるもの</p> <p>(2) 法改正による支給認定に係る文言整理を図るもの</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用の受領について改めるもの</p> <p>(4) 特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設との連携及び連携施設に関する経過措置を改めるもの</p> <p>(5) その他国の定める基準の一部改正に従い、及び参酌した上で規定の整備を図るもの</p> | こども保育課  |  |
| 91 | 伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案    | <p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の一部改正、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による子ども・子育て支援法施行令の一部改正及び子ども・子育て</p>   | こども保育課  |  |

|     |                       |  |       |
|-----|-----------------------|--|-------|
|     |                       | <p>支援法施行規則の一部を改正する内閣府令による子ども・子育て支援法施行規則の一部改正並びに満3歳以上教育・保育給付認定子ども及び満3歳未満保育認定子どものうち市町村民税非課税世帯の利用者負担の額を無償化することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 法改正に伴い、各条文の「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」又は「満3歳未満保育認定子ども」のいずれか対応する語に変更するもの</p> <p>(2) 政令の改正に伴い、満3歳以上教育・保育給付認定子ども及び満3歳未満保育認定子どものうち市町村民税非課税世帯の利用者負担の額を無償とするもの</p> <p>(3) 引用する条項ずれを改めるもの</p> |       |
| 9 2 | 伊勢崎市文化会館条例の一部を改正する条例案 | <p>展示室及び特別会議室の新設、浴室の改修並びに既存の展示室の市民展示に係る利用料金の見直しに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 浴室をシャワー室に改めるもの</p> <p>(2) 新設となる特別会議室、第4展示室及び第5展示室の利用料金を定めるもの</p> <p>(3) 第1展示室及び第2展示室の市民展示に利用する場合の利用料金を見直すもの</p>   | 文化観光課 |



|     |  |  |        |
|-----|--|--|--------|
| 9 3 | 伊勢崎市下水道条例の一部を改正する条例案                         | <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関連法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b><br/>公共下水道排水設備指定工事店の指定の基準を改めるもの</p>  | 下水道管理課 |
| 9 4 | 伊勢崎市下水道事業の公営企業化及び水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例案 | <p>公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業を公営企業化すること並びに水道事業と組織統合することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b><br/>(1) 伊勢崎市部設置条例外17条例について、一括して改正を行うもの<br/>(2) 伊勢崎市公共下水道事業費特別会計条例外3条例について、一括して廃止するもの</p> | 水道局総務課 |
| 9 5 | 伊勢崎市都市下水路条例案                                 | <p>公営企業化しない都市下水路事業を下水道事業から分離することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b><br/>(1) 都市下水路の設置、維持その他の管理に関し必要な事項を定めるもの<br/>(2) 附則で伊勢崎市下水道条例の一部を改正するもの</p>  | 下水道管理課 |
| 9 6 | 伊勢崎市水道料金審議会条例の一部を改正する等の条例案                   | <p>伊勢崎市公共下水道使用料等審議会を伊勢崎市水道料金審議会に統合すること並びに水道事業及び下水道事業を組織統合することに伴い、改正及び廃止の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p>  | 水道局総務課 |

|    |   |  |  |  |
|----|---|--|--|--|
|    |   |  | <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 対象事業に下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業）を加えるもの</p> <p>イ 審議会の委員のうち、市長が指定した団体を代表する者を市長が適当と認める者に改めるもの</p> <p>ウ 水道局を上下水道局に改めるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>伊勢崎市公共下水道使用料等審議会条例を廃止するもの</p> <p>(3) 附則関係</p> <p>伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うもの</p> |  |
| 97 | 伊勢崎市給水条例の一部を改正する条例案                               | <p>水道法の一部を改正する法律による水道法の一部改正により行うこととなった指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めること及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 手数料に指定給水装置工事事業者指定更新手数料を加えるもの</p> <p>(2) 条ずれを改めるもの</p> | 水道局総務課   |  |
| 98 | 伊勢崎市病院事業の地方公営企業法全部適用及び病院事業管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例案 | <p>病院事業に地方公営企業法を全部適用すること、介護老人保健施設事業及び訪問看護事業を附帯事業とすること並びに病院事業管理者を設置す</p>  | 企画財政課  |  |

|     |                        |  |  |  |
|-----|------------------------|--|--|--|
|     |                        |  | <p>ることに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例を一部改正するもの</p> <p>(2) 介護老人保健施設事業及び訪問看護事業の設置条例を廃止し、必要な事項を病院事業の設置条例に加えるもの</p> <p>(3) 地方公営企業法の財務規定等を除く法の規定を適用することを加えるもの</p> <p>(4) その他関係する条例について必要な一部改正及び廃止を行うもの</p> |  |
| 99  | 伊勢崎市病院事業職員定数条例案        | <p>病院事業に常時勤務する企業職員の定数に関し必要な事項を定めることに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 病院事業職員（介護老人保健施設事業及び訪問看護事業を含む。）の定数を定めるもの</p> <p>(2) 定数外に置くことができる要件を定めるもの</p> <p>(3) 定数の配分は病院事業管理者が定めることを定めるもの</p> <p>(4) 附則で伊勢崎市職員定数条例の一部を改正するもの</p> | 企画財政課  |  |
| 100 | 伊勢崎市病院事業管理者の給与等に関する条例案 | <p>病院事業管理者の給与等の支給に関し必要な事項を定めることに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 病院事業管理者の給与の種類を定めるもの</p> <p>(2) 病院事業管理者の給料額</p>  | 企画財政課  |  |

|     |                                     |  |   |  |
|-----|-------------------------------------|--|---|--|
|     |                                     |  | <p>を定めるもの</p> <p>(3) 病院事業管理者の期末手当を定めるもの</p> <p>(4) その他必要な事項を定めるもの</p> |  |
| 101 | 伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例案         | <p>病院事業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めることに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 病院事業職員の給与の種類を定めるもの</p> <p>(2) 病院事業職員の給料額及び給料表を定めるもの</p> <p>(3) 病院事業職員の手当を定めるもの</p> <p>(4) その他必要な事項を定めるもの</p> <p>(5) 附則で伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例及び伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するもの</p> | 企画財政課   |  |
| 102 | 伊勢崎市病院事業管理者の退職手当に関する条例案             | <p>病院事業管理者の退職手当に関し必要な事項を定めることに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 病院事業管理者の退職手当の適用範囲を定めるもの</p> <p>(2) 病院事業管理者の退職手当の額を定めるもの</p> <p>(3) 運用に関する規定を定めるもの</p>   | 企画財政課   |  |
| 103 | 伊勢崎市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 | <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護</p>  | 介護老人保健施設ひまわり管理課   |  |

|      |     |                                  |   |     |
|------|-----|----------------------------------|---|-----|
|      |     |                                  | <p>予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b><br/>食費及び居住費の額を改めるもの</p> |     |
| 補正予算 | 104 | 令和元年度伊勢崎市一般会計補正予算（第3号）           | <p>※歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,148,923 千円を追加し、総額をそれぞれ 77,757,258 千円とするもの</p> <p>※地方債を補正するもの</p>   | 財政課 |
|      | 105 | 令和元年度伊勢崎市小型自動車競走事業費特別会計補正予算（第1号） | <p>※歳入歳出予算の総額にそれぞれ 387,330 千円を追加し、総額をそれぞれ 16,023,964 千円とするもの</p>  | 財政課 |
|      | 106 | 令和元年度伊勢崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）       | <p>※歳入歳出予算の総額にそれぞれ 526,376 千円を追加し、総額をそれぞれ 17,137,183 千円とするもの</p>  | 財政課 |
|      | 107 | 令和元年度伊勢崎市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）     | <p>※歳入歳出予算の総額にそれぞれ 18,400 千円を追加し、総額をそれぞれ 3,474,475 千円とするもの</p> <p>※地方債を補正するもの</p>   | 財政課 |

|     |     |   |  |             |
|-----|-----|---|--|-------------|
|     | 108 | 令和元年度伊勢崎市病院<br>事業会計補正予算（第1<br>号）                | ※資本的支出の予定額を補正<br>するもの<br>（補正予定額）（計）<br>支 出<br>△218,000 千円 1,696,315 千円<br>※債務負担行為を補正するもの   | 財政課         |
| その他 | 109 | 伊勢崎市と佐波郡玉村町<br>との間における消防事務<br>の委託に関する協議につ<br>いて | 委託の期限を5年間延長す<br>ること及び条文の整備を図<br>ることに伴い、所要の手続を<br>する必要を認めたもの  | 消防本部<br>総務課 |
|     | 110 | 字の区域の廃止について                                     | 境下武士地区土地改良事業<br>の施行に伴い、字の区域を廃<br>止する必要を認めたもの   | 行政課         |
|     | 111 | 消防ポンプ自動車の取得<br>について                             | ※契約方法<br>指名競争入札<br>※取得物品の名称<br>消防ポンプ自動車（CD-<br>I型）<br>※取得物品の数量<br>2台<br>※取得予定価格<br>金38,500,000円<br>※契約の相手方<br>東京都港区芝5丁目36番<br>7号三田ベルジュビル19<br>階<br>株式会社モリタ東京営業部<br>部長 山北忠司 | 消防本部<br>総務課 |
|     | 112 | 災害対応特殊救急自動車<br>の取得について                          | ※契約方法<br>指名競争入札<br>※取得物品の名称<br>災害対応特殊救急自動車<br>※取得物品の数量<br>1台<br>※取得予定価格<br>金36,047,000円<br>※契約の相手方<br>伊勢崎市連取町3314番<br>地2<br>群馬日産自動車株式会社伊                                   | 警防課         |

|     |                   |  |                   |         |
|-----|-------------------|--|-------------------|---------|
|     |                   |  | 勢崎連取店<br>店長 三木 淳一 |         |
| 113 | 公の施設の指定管理者の指定について | ※指定管理者に管理を行わせる施設<br>伊勢崎市あずまホール<br>※指定管理者に指定するもの<br>伊勢崎市昭和町3918番地<br>公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社<br>理事長 内川 芳明<br>※指定する期間<br>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで                    |                   | 生涯学習課   |
| 114 | 公の施設の指定管理者の指定について | ※指定管理者に管理を行わせる施設<br>伊勢崎市赤堀図書館<br>※指定管理者に指定するもの<br>伊勢崎市昭和町3918番地<br>公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社<br>理事長 内川 芳明<br>※指定する期間<br>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで                     |                   | 図書館課    |
| 115 | 公の施設の指定管理者の指定について | ※指定管理者に管理を行わせる施設<br>伊勢崎市あずまウォーターランド及び伊勢崎市境プール<br>※指定管理者に指定するもの<br>東京都北区王子三丁目19番7号<br>サンアメニティ・NSP群馬グループ<br>グループ代表 吉澤 幸夫<br>※指定する期間<br>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |                   | スポーツ振興課 |

|     |                   |  |        |
|-----|-------------------|--|--------|
| 116 | 公の施設の指定管理者の指定について | <p>※指定管理者に管理を行わせる施設<br/>伊勢崎市赤堀児童館、伊勢崎市赤堀南児童館及び伊勢崎市赤堀あさひ児童館</p> <p>※指定管理者に指定するもの<br/>伊勢崎市上泉町151番地<br/>社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会<br/>会長 久保田 勝 夫</p> <p>※指定する期間<br/>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</p> | 子育て支援課 |
| 117 | 公の施設の指定管理者の指定について | <p>※指定管理者に管理を行わせる施設<br/>伊勢崎市きく児童館、伊勢崎市さざんか児童館及び伊勢崎市あやめ児童館</p> <p>※指定管理者に指定するもの<br/>伊勢崎市上泉町151番地<br/>社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会<br/>会長 久保田 勝 夫</p> <p>※指定する期間<br/>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</p>  | 子育て支援課 |
| 118 | 公の施設の指定管理者の指定について | <p>※指定管理者に管理を行わせる施設<br/>伊勢崎市南小学校放課後児童クラブ</p> <p>※指定管理者に指定するもの<br/>伊勢崎市上泉町310番地<br/>みなみ児童クラブ<br/>会長 高 畑 博</p> <p>※指定する期間<br/>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</p>                              | 子育て支援課 |
| 119 | 公の施設の指定管理者の指定について | <p>※指定管理者に管理を行わせる施設</p>  | 子育て支援課 |



|     |                   |  |   |        |
|-----|-------------------|--|---|--------|
|     |                   |  | <p>伊勢崎市殖蓮小学校放課後児童クラブ</p> <p>※指定管理者に指定するもの<br/>伊勢崎市上諏訪町2032番地7<br/>児童クラブ赤城<br/>代表者 大木 由記</p> <p>※指定する期間<br/>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</p>  |        |
| 120 | 公の施設の指定管理者の指定について |  | <p>※指定管理者に管理を行わせる施設<br/>伊勢崎市宮郷第二小学校放課後児童クラブ</p> <p>※指定管理者に指定するもの<br/>伊勢崎市連取町3069番地3<br/>宮郷第二小学校こどもの家<br/>みらい運営委員会<br/>会長 久保 貴則</p> <p>※指定する期間<br/>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</p> | 子育て支援課 |
| 121 | 公の施設の指定管理者の指定について |  | <p>※指定管理者に管理を行わせる施設<br/>伊勢崎市うえはす福祉作業所</p> <p>※指定管理者に指定するもの<br/>伊勢崎市柴町896番地4<br/>社会福祉法人伊勢崎市愛のはぐるま会<br/>理事長 金子 弘</p> <p>※指定する期間<br/>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</p>                 | 障害福祉課  |
| 122 | 公の施設の指定管理者の指定について |  | <p>※指定管理者に管理を行わせる施設<br/>伊勢崎市みなみ福祉作業所</p> <p>※指定管理者に指定するもの<br/>伊勢崎市柴町896番地4<br/>社会福祉法人伊勢崎市愛の</p>   | 障害福祉課  |

|     |                       |  |  |           |
|-----|-----------------------|--|--|-----------|
|     |                       |  | はぐるま会<br>理事長 金子 弘<br>※指定する期間<br>令和2年4月1日から令和<br>7年3月31日まで  |           |
| 123 | 公の施設の指定管理者の<br>指定について |  | ※指定管理者に管理を行わせ<br>る施設<br>伊勢崎市あかねの館福祉作<br>業所<br>※指定管理者に指定するもの<br>伊勢崎市柴町896番地4<br>社会福祉法人伊勢崎市愛の<br>はぐるま会<br>理事長 金子 弘<br>※指定する期間<br>令和2年4月1日から令和<br>7年3月31日まで     | 障害福祉<br>課 |
| 124 | 公の施設の指定管理者の<br>指定について |  | ※指定管理者に管理を行わせ<br>る施設<br>伊勢崎市あずま福祉作業所<br>※指定管理者に指定するもの<br>伊勢崎市境女塚2883番<br>地1<br>社会福祉法人桑の実福社会<br>理事長 吉岡 昭一<br>※指定する期間<br>令和2年4月1日から令和<br>7年3月31日まで             | 障害福祉<br>課 |
| 125 | 公の施設の指定管理者の<br>指定について |  | ※指定管理者に管理を行わせ<br>る施設<br>伊勢崎市プリティータウン<br>の丘磯沼荘<br>※指定管理者に指定するもの<br>伊勢崎市上泉町151番地<br>社会福祉法人伊勢崎市社会<br>福祉協議会<br>会長 久保田 勝夫<br>※指定する期間<br>令和2年4月1日から令和<br>7年3月31日まで | 高齢政策<br>課 |

|  |     |                   |  |       |
|--|-----|-------------------|--|-------|
|  | 126 | 公の施設の指定管理者の指定について | <p>※指定管理者に管理を行わせる施設<br/>伊勢崎市赤堀芸術文化プラザ</p> <p>※指定管理者に指定するもの<br/>伊勢崎市昭和町3918番地<br/>公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社<br/>理事長 内川 芳明</p> <p>※指定する期間<br/>令和2年4月1日から令和7年3月31日まで</p> | 文化観光課 |
|--|-----|-------------------|--|-------|